

令和3年第7回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 令和3年12月1日  
午後 1時00分開会  
午後 2時00分閉会  
場 所 中頓別町役場大会議室

- 1 当日の出席委員は次のとおりである。  
佐藤 秀樹、西 一彦、石井 進、石橋 美代子、藤田 健一、森川 健一  
6名
- 2 当日の欠席委員は次のとおりである。  
石黒 和浩  
1名
- 3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 平 中 敏 志
- 4 本会のための書記 農業委員会 主幹 北 村 哲 也
- 5 農地等調査幹旋委員会報告
- 6 議 事  
報告第1号 農地法第5条の規定による許可について  
議案第1号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について  
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第3号 農地法第3条の所有権移転（国有地売り払い）に係る事前現地判定につ  
いて
- 7 その他
  - (1) 農業者年金説明会について  
日 程 令和4年 月予定  
場 所
  - (2) 今後の予定について
    - ①令和3年度全国農業委員会会長代表者集会  
日 時 令和3年12月2日（木）13時00分から14時30分  
YouTubeによる視聴
    - ②令和3年第4回中頓別町議会定例会  
日 時 令和3年12月15日（水）～17日（金）  
場 所 中頓別町役場大会議室

(3) その他)

8 閉 会

事務局長	ただ今から、令和3年第7回中頓別町農業委員会総会を開会いたします。 まず始めに会長より挨拶をお願いします。
会長	(挨拶終了)
事務局	<b>【欠席報告】</b> 本日は 石黒職務代理より欠席の旨、事前に連絡がございましたので、ご報告いたします。
事務局	<b>【定数報告】</b> 本日の出席委員は7名中6名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によります過半数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規定に基づき、会長が議長となり、議事を進行致しますので、森川会長、よろしくお願い致します。
議長	<b>【議事録署名委員の指定】</b> 議事録署名委員の指定を行います。 中頓別町農業委員会会議規則第15条の規定に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。  1番 佐藤委員、2番 西委員を指名いたします。  次第の4番、会務報告につきまして、事務局から報告願います。
事務局	<b>【会務報告】</b> 事務局より説明
議長	会務報告を受けましたが、何か、質問はございますか。
委員	ありませんの声
議長	次に「農地等調査幹旋委員会報告」につきまして、農地等調査幹旋委員より説明をお願いします。
農地等調査幹旋委員	農地等調査幹旋委員会報告について説明いたします。委員長が欠席のため代わりにご報告いたします。説明につきましては、別紙農地等調査幹旋委員会報告により説明いたします。

第〇回農地等調査幹旋委員会の開催状況を報告いたします。

開催日時は令和3年〇〇月〇〇日〇曜日、〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで、開催場所は中頓別町役場、参集範囲は農地等調査幹旋委員等により4名で開催しました。

協議案件は、農地法第3条許可案件2件、農地法第4条許可案件1件による現地確認を行うこととしました。

- (1) 農地法第3条 〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏
- (2) 農地法第4条 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(1)の農地法第3条の許可案件につきましては、本総会議案第3号案件でありますので、議事の進行に伴い報告することとし、

(2)の農地法第4条の案件につきましても、本総会議案第1号案件でありますので、議事の進行に伴い、報告することとします。

令和3年12月 1日  
農地等調査幹旋委員会

議長

ありがとうございました。以上報告が終わりました。報告にありましたように承認事項について、議事の進行に伴い審議することとしてよろしいでしょうか。

委員

異議なしの声

議長

それでは、議案の審議に移りたいと思います。

報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を、事務局より説明願います。

事務局

報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」説明をいたします。資料をご覧ください。

報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」、令和3年9月29日付け中農委号にて意見の聴取を行った次の件について、北海道農業会議より許可相当である旨の回答を受けて、許可指令書を交付したので、報告します。

令和3年12月1日提出 中頓別町農業委員会会長

本件につきましては、令和3年9月28日開催の農業委員会総会議案第2号によります〇〇〇〇さんからの申し出による農地法第5条一時転用の答申でございます。

内容につきましては、番号〇、所在および地番は記載内容をご確認願います。面積は計〇〇〇〇㎡、転用目的は〇〇〇〇、土地所有者および転用者の住

所氏名は記載内容をご確認ください。転用事由につきましては、農業委員会の議決日が令和3年9月28日、農業会議への送達が令和3年9月29日、答申回答日が令和3年10月25日、許可公布日は令和3年11月1日、転用期間は、令和3年12月1日から令和4年3月31日までであります。

答申通知書の2枚目「農地法第4条・第5条の規定に基づく意見徴収に対する回答」をご覧ください。令和3年10月25日付道農業会議200号 農業委員会・農業委員会未設置市町村意見徴収案件の中段に中頓別町農業委員会、第5条意見徴収1件に対し、許可相当件数1件となっており、道農業会議において許可相当である旨通知されております。以上報告いたします。

議長

報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」、事務局からの説明が終わりました。報告の内容について、何か、意見等はございませんか。

委員

ありませんの声

議長

質疑が無いようですので、次に、議案の審議に移りたいと思います。続いて議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

事務局

それでは、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

下記の農地について、農地法4条の規定による届出書の提出があったので、農地法4条の規定により審査を求める。

令和3年12月1日提出、中頓別町農業委員会会長。

番号○ 土地の表示は○○○○番○ ○○○㎡、公簿地目 畑、現況 農地採草放牧地以外、申請人 ○○○○○です。申請の目的は、○○○○○○○の○の○のための転用申請です。

ここで、番号○の案件について、農地等調査幹旋委員会より報告をお願いします。

幹旋委員

〔農地等調査幹旋委員報告〕  
委員長が欠席のため代わりにご報告いたします。

(農地等調査幹旋委員会報告書により報告)

令和3年12月1日  
農地等調査幹旋委員会

議長

次に審査表について、事務局より説明させます。

事務局

それでは『農地転用許可申請に係る審査表』審査表に基づき、ご説明申し上げます。

(審査表により説明)

以上で説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

事務局から農地法4条許可申請〇番の説明が終わりました。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの農地転用の申請についての審議に入りますが、中頓別町農業委員会会議規則第13条の議事参与の制限がございますので、〇〇委員につきましては、退席をお願いします。

暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。

それでは農地法4条許可申請の〇番について何かご質問ございますか。

委員

質疑なしの声

議長

質疑なしと認め、申請番号〇番について、ご異議ございませんか。

委員

異議なしの声

議長

ご異議なしと認め、申請番号〇番については承認することに決しました。ここで、暫時休憩します。

(〇〇委員入室)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。〇〇委員に報告致します。農地法4条許可申請〇番については、原案どおり、承認することに決しましたので、ご報告致します。

次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をいたさせます。

事務局

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について、審議を求める。

令和3年12月1日提出、中頓別町農業委員会会長。

賃貸借権の案件でございます。

番号賃〇〇番、土地の表示は、字〇〇〇番〇の1筆、地目は公簿現況共に畑で面積は〇〇〇㎡。賃貸料は〇〇円。利用権の移転の時期は令和3年〇〇月〇日、引き渡しの時期は令和3年〇〇月〇日です。貸主は〇〇〇、借主は〇〇〇〇さん。貸付理由は農地を近隣耕作者に貸付ける。借受理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。借受人の状況は経営地 畑〇〇〇ha、労働力〇人、幹旋無、資金は自己資金、年金加入は加入されております。農地位置につきましては、農用地利用集積計画に添付しております図面のとおりであります。

以上、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いします。

議長

それでは、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の審議に入りますが、本案件につきましては、私に関連する案件でございますので、中頓別町農業委員会会議規則第13条に基づき退席いたします。なお、職務代理も欠席されていることから、その際の対応につきましては、中頓別町農業委員会会議規則第7条第3項にて『会長及び会長の職務を行う者がともに欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ総会で互選した委員がその職務を代理する』と規定されております。現農業委員が選出されて初めて開催された令和2年第4回総会において、その際の対応方法として、『議席番号の1番からその当日出席された、一番若い番号の委員から、その案件に限って、議長を代理する』こととして決定しております。このことから、本案件の議長代理につきましては、1番の〇〇委員をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

(会長退席)

(〇〇委員議長席へ移動)

議長代理

休憩前に戻り、議事を進めます。それでは賃〇〇番 〇〇〇から 〇〇〇〇さんへの利用集積計画について何かご質問はございませんか。

委員

質疑なしの声

議長代理

質疑なしと認め、賃〇〇番について、ご異議ございませんか。

委員

異議なしの声

議長代理

ご異議なしと認め、賃〇〇番については承認することに決しました。  
ここで暫時休憩します。

(会長議席に着席)

議長代理

休憩を解いて、会議を再開します。会長に報告致します。賃〇〇番については、原案どおり、承認することに決しましたので、ご報告致します。

ここで暫時休憩します。

(〇〇委員議席へ移動)

(会長議長席へ移動)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。

続きまして、議案第3号「農地法第3条の所有権移転（国有地売払い）に係る事前現地判定」につきまして、事務局から説明をいたさせます。

事務局

議案第3号資料により説明致します。

「令和3年度年度 国有地の売払いに係る現況調査表」について、事前現地判定内容についてご確認をさせて頂きます。ご意見があればご発言願います。なお、売り払いの処理対応につきましては令和3年度以降となる予定であります。

それでは議案第3号資料により説明させていただきます。

農地と判定する土地は、①〇〇〇〇番、面積は〇〇〇〇㎡、②〇〇〇〇番、面積は〇〇〇〇㎡です。位置につきましては別紙位置図を参照願います。

以上で説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願い致します

議長

農地法第3条の所有権移転による国有地の売払いに係る事前現地判定につきまして、質疑ございませんか。

委員

なしの声

議長

質疑がないようですので、本件につきましてはご審議頂きましたとおりの判定といたします。なお、本件の判定内容につきましては、文書をもって旭川財務事務所に通知することとします。

以上で、本日提出の議事が全て終了しました。



それでは、7 その他 (1) 農業者年金説明会について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(事務局説明)

議長

何か質問はありませんか。

委員

ありませんの声

議長

次に(2)今後の予定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(事務局説明)

議長

何か質問はありませんか。

委員

ありませんの声

議長

続きまして、(3)その他について、事務局より説明をお願いします。

事務局

ありません

議長

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。  
以上をもちまして、令和3年第7回農業委員会総会を終了いたします。